

記入例

離婚届

令和△年○月□日 届出

岩手県盛岡市長 殿

午前・午後	時	分	受付
受理 令和 年 月 日			
第 号			
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票
附 票	住民票	通知	

(1) 氏名	夫 しづくいしがわ ろくろう 氏名 栗石川 六郎	妻 しづくいしがわ かよ 氏名 栗石川 花代
生年月日	昭和 平成 63 年 2 月 1 日	昭和 平成 元年 6 月 1 日
住所	岩手 都道 盛岡市 内丸52 番地 2-1120 号	岩手 都道 岩手郡栗石町 鶯宿第55地割75 番地 111 号
本籍	岩手 都道 盛岡市内丸50 番地	岩手 都道 盛岡市 番地
父母及び養父母の氏名	夫の父 北上川 一郎 母 栗石川 花子	妻の父 諸葛川 敏郎 母 諸葛川 花江
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
もどる者の本籍	岩手 都道 鶯宿第55地割75 番地 111 号	
同居の期間	昭和 令和 31 年 1 月 から 平成 4 年 9 月 まで	
別居する前の住所	岩手 都道 盛岡市内丸45 番地 2 号	
別居する前の世帯のおもな仕事と	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） □4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） □5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
届出人署名	夫 栗石川 六郎 印	妻 栗石川 花代 印
事件簿番号	住定日	夫 年 月 日 妻 年 月 日

本人確認欄	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻
夫	<input type="checkbox"/> 在口身 <input type="checkbox"/> その他口無
妻	<input type="checkbox"/> 在口身 <input type="checkbox"/> その他口無
通送	令和 年 月 日
使	<input type="checkbox"/> 在口身 <input type="checkbox"/> その他口無
者	<input type="checkbox"/> 在口身 <input type="checkbox"/> その他口無
不受理申出確認欄	
夫	有・無()
妻	有・無()

記入の注意

消せるボールペンは使用しないでください

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。修正液や修正テープは使用しないでください。筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

届書は、1通でしつつかえありません。そのほかに必要なもの
調停離婚のとき→調停調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の謄本
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本

◎協議離婚のときだけ、証人（成年の方）が2名必要です。必ず自署してもらってください。

署名	栗石川 四郎 印	蝶々森 登 印
生年月日	昭和 平成 33 年 10 月 20 日	昭和 平成 4 年 5 月 6 日
住所	岩手 都道 盛岡市 好摩字夏間木300 番地 300 号	岩手 都道 岩手郡葛巻町 江刈60地割50 番地 9 号
本籍	岩手 都道 盛岡市 番地 内丸50	岩手 都道 紫波郡紫波町 番地 佐比内字館前290

→ 父母が死亡している場合でも記入してください。

□には、あてはまるものにのようにしるしをつけてください。

→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。）。

→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の口をあてはまるものにしるしをつけてください。
 面会交流について取決めをしている。
 まだ決めていない。

・経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の口をあてはまるものにしるしをつけてください。
 養育費の分担について取決めをしている。
 取り決め方法：（□公正証書 それ以外）
 まだ決めていない。

このチェック欄についての法務省の解説動画



詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省 離婚



法務省作成のパンフレット



日本司法支援センター（法テラス）では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

◎連絡先（日中に必ず連絡のつくところを書いてください）

夫	電話 000 (5555) 8888	妻	電話 222 (444) 7177
	自宅 携帯・勤務先		自宅 携帯・勤務先

→ 必ず本人が署名してください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。